

平成 25 年 12 月 定例会（第 313 回）
12 月 13 日

[今井光子議員反対討論及び意見](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

議第百七号から議第百九号についての反対討論と、議第九十二号、
一般会計補正予算についての意見

平成25年 12月 定例会（第313回）

平成二十五年

第三百十三回定例奈良県議会会議録 第六号

十二月

平成二十五年十二月十三日（金曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十二名）

一番 宮木健一	二番 井岡正徳
三番 大国正博	四番 阪口 保
五番 猪奥美里	六番 尾崎充典
七番 藤野良次	八番 太田 敦
九番 小林照代	一〇番 大坪宏通
一一番 田中惟允	一二番 岡 史朗
一三番 畠 真夕美	一四番 乾 浩之
一五番 森山賀文	一六番 宮本次郎
一七番 山村幸穂	一八番 欠員
一九番 松尾勇臣	二〇番 上田 悟
二一番 中野雅史	二二番 神田加津代
二三番 安井宏一	二四番 奥山博康
二五番 荻田義雄	二六番 岩田国夫
二七番 森川喜之	二八番 高柳忠夫
二九番 今井光子	三〇番 和田恵治
三一番 山本進章	三二番 國中憲治
三三番 辻本黎士	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 欠員	四二番 山下 力
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

- 一、議第九十二号から議第一百十号、報第二十九号及び報第三十号
- 一、公安委員会の委員の任命同意
- 一、土地利用審査会の委員の任命同意
- 一、意見書決議

一、追加議案の上程と同採決

一、臨時的な協議等の場の設置

○議長（山下力） これより本日の会議を開きます。

○議長（山下力） この際、お諮りします。

公安委員会の委員の任命同意、土地利用審査会の委員の任命同意、意見書決議、追加議案の上程と同採決及び臨時的な協議等の場の設置の件を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（山下力） 次に、議第九十二号から議第一百十号、報第二十九号及び報第三十号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案並びに去る九月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。――二十一番中野雅史議員。

◆二十一番（中野雅史） 総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十二号中・当委員会所管分、議第九十三号から議第九十五号、議第一百十号及び議第一百十号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第三十号につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――三十九番小泉米造議員。

◆三十九番（小泉米造） 厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第百八号及び議第百九号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第九十二号中・当委員会所管分、議第九十六号中・当委員会所管分及び議第九十七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一十二番岡史朗議員。

◆十二番（岡史朗） 経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第百七号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第九十二号中・当委員会所管分、議第九十八号及び議第一百一号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第二十九号につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一十一番田中惟允議員。

◆十一番（田中惟允） 建設委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案八件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十二号中・当委員会所管分、議第九十六号中・当委員会所管分、議第九十九号及び議第二百号から議第百六号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――二十八番高柳忠夫議員。

◆二十八番（高柳忠夫） 文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきましては、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十二号中・当委員会所管分及び議第九十六号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、二十九番今井光子議員に発言を許します。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） 日本共産党の今井光子です。私は、日本共産党を代表して、議第七号から議第九号についての反対討論と、議第九十二号、一般会計補正予算についての意見を述べさせていただきます。

今、県内の中小企業は、アベノミクスの恩恵もほど遠く、格差と貧困が広がる中で、来年の消費税増税に対応しどのように資金繰りをして乗り越えていくのか、不安で夜も寝られない状況です。

議第七号は、債権放棄についての議案です。これは、中小企業高度化資金の貸し付けに伴うもので、三十件、二十億九千五百万円のうち二件、十九億三千万円、九二%がヤマ

トハイミール食品協業組合に関するものです。この中には、昭和四十二年に貸し付けをしたものや、一円の返済もなく債権放棄されたものなど、あまりにもずさんな管理が行われていたと言わざるを得ません。平成元年、平成二年に行いましたヤマトハイミール食品協業組合の貸し付けは、平成十三年に県が償還条件変更を八回も繰り返し、全く請求をしていない貸し付けがあることが発覚し、日本共産党が、県民の税金で貸したものは請求すべきであると議会で再三取り上げてきました。議員が県の融資について質問をしても、情報公開請求を行っても秘密、国会では特定秘密保護法が強行採択されましたが、秘密を持った結果は国民が損をするような結果になることをよく見ておいていただきたいと思いません。

住民訴訟が行われ、平成十九年三月二十二日、知事選挙の告示日、県は回収の義務を怠っており、違法であるとの判決が出ました。荒井知事が初出馬の知事選挙の告示日でした。その後、組合が破産し、県がやっとのことで強制執行した日は、理事長の死去の日でした。綿密な打ち合わせの中でその日が選ばれたのではないかと感じるほどのタイミングのよさでした。住民はさらに、前知事及び商工労働部長の責任の損害賠償を求めましたが、賠償額が確定できないと棄却されました。この間県は、連帯保証人に請求を行い、保証人からは、印鑑を勝手に使われたと裁判が起こされるなど、当初どのような手続で貸し付けが行われたのかが闇に包まれたままです。二十億円ものお金が二十年間の長期にわたり無利子で貸し付けから経営支援まで専門家が行うという極めて有利な事業が、なぜ債権放棄となったのか、知事は今後審査を一層厳正にすることが必要と述べています。

私は委員会で、これまで厳正ではなかったと思うのかと質問しました。これまでも厳正であったが、さらに厳正にするとの答弁で、この融資に対する反省が全く感じられません。平成九年、組合が提出した法人税の申告書には、奈企連、奈良県部落解放企業連合会田原本の印鑑が押されています。県議会議員の元秘書が、自宅を担保に組合のためにお金を借りる。さらに、この人物が組合設立当時、関係者の留守中に家族に対して同意を得ているからと印鑑を勝手に使用したという、こうした相談も寄せられています。債権放棄をするならば、融資の全容を県民に明らかにすべきです。なぜ、貸し付けを行った県が、裁判の判決や監査委員や外部監査などから言われなければ債権回収に踏み切ることができなかったのか、重大問題です。

知事は、今後、独立行政法人中小企業基盤整備機構の参加を常に求めて、貸し付けの可否を診断するとしておりますが、全国的に高度化資金の破綻は共通しており、とても国の関与で改善できるとは思えません。この組合の一連の作業が、部落解放同盟や組合に対する追従、迎合、奉仕という、県当局の主体性を欠いたままで行われたことは明確です。そのため、日本共産党は同意できません。

また、議第八号及び議第九号は、県立奈良病院と県立三室病院のリハビリテーションセンターを独立行政法人に移行させるための定款と、継承させる権利を定めるもので

ざいますが、職員の身分や労働条件、また住民サービスの低下につながることを懸念され、反対します。

一般会計補正予算の高校授業料の事務準備事業は、全額国庫であり必要だと判断しますが、本来無償化は世界の流れであり、これまで無償であったものが所得制限をされたために逆行だと言わざるを得ません。現場で大変な事務作業が導入されて心配をされます。現場の教師や生徒に負担をかけない徴収事務となることを求めるものです。

以上で討論を終わります。

○議長（山下力） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第百七号から議第百九号について、起立により採決します。

以上の議案については、厚生委員長及び経済労働委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案三件については、各委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第九十二号から議第百六号、議第百十号、報第二十九号及び報第三十号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（山下力） 次に、議第百十一号及び議第百十二号を一括議題とします。

以上の議案二件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第百十一号「公安委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

次に、議第百十二号「土地利用審査会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長(山下力) 次に、二十番上田悟議員より、意見書第十五号、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する救済を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、上田悟議員に趣旨弁明を求めます。――二十番上田悟議員。

◆二十番(上田悟) 意見書第十五号、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する救済を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十五号

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する救済を求める意見書(案)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在しない。そのため、重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝炎対策推進協議会でも取り上げられているように、肝硬変・肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない現況にある。

しかし、現在、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなられている中で、最も重篤な病態である肝硬変・肝がん患者に対する医療費をはじめとした各支援制度が極めて貧弱である現況に鑑みれば、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度及び生活支援制度の創設は、肝炎患者に対する各種政策において、特に緊急に取り組むべき課題と言え、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって、国におかれては、次の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 一 ウイルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。
- 二 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態(特に肝硬変・肝がん患者の病態)に応じた障害者認定制度に改めること。
- 三 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 九番小林照代議員。

◆九番（小林照代） ただいま上田悟議員から提案されました意見書第十五号、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する救済を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） 十番大坪宏通議員。

◆十番（大坪宏通） ただいま上田悟議員から提案されました意見書第十五号、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する救済を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十五号については、二十番上田悟議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（山下力） 次に、十五番森山賀文議員より、意見書第十六号、住宅用太陽光発電導入支援補助金の継続を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文） 意見書第十六号、住宅用太陽光発電導入支援補助金の継続を求める意見書（案）

につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十六号

住宅用太陽光発電導入支援補助金の継続を求める意見書（案）

国における住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金については、経済産業省の補助を受け、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が、住宅用太陽光発電導入支援補助金として実施してきたところであるが、当補助金は、平成二十六年三月三十一日を以て終了とされている。

しかし、東日本大震災以降、国民の再生可能エネルギーの普及に対する期待感が高まっており、再生可能エネルギーの中でも、太陽光発電はその普及の中核を担っているものであり、特に住宅用太陽光発電設備については、一定の初期投資さえすれば、家庭で簡単に設置できることから、年々、設置しようとする国民が増加している。

また、多くの地方自治体においては、国民の住宅への太陽光発電設備を設置しようとする意欲の高まりとその支援策に対するニーズの高まりを踏まえ、国の補助金の活用を前提にしつつその導入支援策を実施しているところである。

このような中で、国の補助制度が廃止されることは、再生可能エネルギーの普及促進に向けた国民の期待に反するものであり、住宅へ太陽光発電設備を設置しようとする国民の行動意欲を阻害するとともに、地方公共団体による支援策にも影響を与えることになる。

よって、国におかれては、住宅用太陽光発電導入支援補助金制度を今後も継続されることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下力） 三番大国正博議員。

◆三番（大国正博） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第十六号、住宅用太陽光発電導入支援補助金の継続を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） 三十一番山本進章議員。

◆三十一番（山本進章） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第十六号、住宅用太陽光発電導入支援補助金の継続を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十六号については、十五番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（山下力） 次に、十六番宮本次郎議員より、意見書第十七号、難病患者支援の充実に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、宮本次郎議員に趣旨弁明を求めます。――十六番宮本次郎議員。

◆十六番（宮本次郎） 意見書第十七号、難病患者支援の充実に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十七号

難病患者支援の充実に関する意見書（案）

原因不明で治療法が確立していない、いわゆる難病は五千から七千疾患に及ぶと言われ、多くの難病患者が困難な生活を送っている。現在、国において難病対策の見直しが進められ、対象が三百疾患に広げられようとしているが、全体からみれば極めて狭い範囲にとどまっている。症例数の少ない希少難病や、小児の先天的な難病においては、難病対策の施策からも障害者施策からも十分な支援を得ることができず、本人と家族に深刻な負担がの

しかかっている。これらの疾患に対する治療研究は遅れており、難病対策の施策を抜本的に拡充することが求められる。

また、厚生労働省がすすめる難病の医療費助成見直し案では、これまで自己負担がなかった重症患者に負担を求める内容が含まれ、「軽症患者」を助成対象から原則除外する方針が示された。この見直しにより、現在負担ゼロの重症患者約八万人が新たな負担を負うことになり、治療や薬で症状を抑えている「軽症患者」の多くは状態を悪化させることが予想される。

難病患者の負担は医療費だけではなく、家族の付き添い費用や遠くの専門病院に通う交通費などがあり出費がかさむ。激痛や慢性的なだるさなどで仕事を続けられなくなり、家族に経済的に依存しながら最低限の暮らしを維持している患者が多い。「せめて医療費だけでも負担を軽くしてほしい」というのが患者と家族の痛切な願いである。

難病は、誰もがいつ発症してもおかしくない病気であり、発症しても絶望することなく、尊厳をもって暮らせる社会をつくるのが政府の役割である。難病患者やその家族が安心して治療を受け、豊かな生活を送りたいと思うのは当然の願いであり、難病対策の見直しに当たっては、支援の一層の拡充が求められている。

よって、政府に対し、難病患者支援に関し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 一 難病対策の対象となる疾患をさらに広げること。
- 二 難病治療についての研究を進め、有効性が認められた医療については保険適用を行うこと。
- 三 現在、身体障害者手帳を交付されていない難病患者についても、手帳の保持者と同様の支援を受けられるよう検討すること。
- 四 小児期から難病に罹患している者については、医療費助成を二十歳以上になっても継続するなど、支援を拡充すること。
- 五 難病対策のための十分な予算を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下力） 六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第十七号、難病患者支援の充実に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） 四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第十七号、難病患者支援の充実に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十七号については、十六番宮本次郎議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（山下力） 次に、二番井岡正徳議員ほか八名から議第百十三号「奈良県議会会議規則の一部を改正する規則」の議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

議第百十三号については、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第百十三号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（山下力） 次に、「臨時的な協議等の場の設置の件」を議題といたします。

お諮りします。

本件は、お手元に配布いたしておりますとおり、地方自治法第百条第十二項及び奈良県議会会議規則第九十四条第二項の規定により、協議または検討が終了するまでの間、奈良県議会議員定数等検討委員会を設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

△臨時的な協議等の場の設置の件

一 名称 奈良県議会議員定数等検討委員会

二 目的 奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数について協議又は調整を行うこと。

三 構成員 議会運営委員会委員長及び会派から選出された議員。なお、会派から選出する議員の数は、議長が協議により定める。

四 招集権者 委員長

○議長（山下力） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、全て議了しました。
よって本日の会議を閉じます。

○議長（山下力） これをもって、平成二十五年十二月第三百十三回奈良県議会定例会を
閉会します。

△閉会式

○議長（山下力） 十二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

十二月二日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、提出されました諸議案及び県政の重要課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、議案は全て滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、まことにご同慶にたえません。

ここに議員各位のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、今年も残すところわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。

皆様におかれましては、何とぞご自愛いただき、ご健勝でよいお年を迎えられますよう、また、新たな年におきましても、県勢発展のため、なお一層のご尽力を賜りますよう祈念申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

◎知事（荒井正吾） 定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、継続審査となっていた決算の認定とともに、いずれも原案どおりご議決いただき、まことにありがとうございました。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。まことにありがとうございました。

△午後一時四十三分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長 山下 力

同	副議長	井岡正徳
署名議員		粒谷友示
署名議員		秋本登志嗣
署名議員		小泉米造